

植物防疫所

植物防疫情報

No.
50

発行年月: 令和5年9月
無断転載禁止
ISSN 2186-1625

発行所 農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎内 TEL: 078-331-2387



植物防疫所 HP
QR コード

<https://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



公式キャラクター
びーきゅん®

植物防疫所指定くん蒸倉庫について

1. はじめに

種苗類、切り花、青果物、穀類などの植物が貨物として輸入され、輸入検査で害虫の付着により不合格となった場合、この貨物を収容してくん蒸（臭化メチルや青酸ガスなどの薬剤により消毒すること。）し、害虫を殺虫する措置が講じられれば輸入することができます。それには、くん蒸する施設が必要です。それらの施設は害虫の分散の恐れが少ない港湾や空港に隣接した場所に設置され、危害防止上問題がない構造を備え、また、完全に殺虫する為に、ガスを適切な濃度で一定期間保有できる能力が必要です。

このため、植物防疫（事務）所（以下「植物防疫所」という。）では、輸入貨物のくん蒸が円滑、確実に実施できるように、あらかじめ倉庫、サイロなどのくん蒸施設を審査し、植物防疫所指定くん蒸倉庫（以下「指定くん蒸倉庫」という。）として指定しています。

ここでは、指定くん蒸倉庫の指定状況、申請から指定までの流れ、電子申請シ



サイロ内での実地審査風景

ステムなどについてご紹介します。

2. くん蒸施設の指定状況

令和5年6月末現在で使用可能な指定くん蒸倉庫は、全国に倉庫が1,016庫、サイロが9,050基あります。

植物防疫所では、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に従い、指定くん蒸倉庫のガス保有力・気密度が高い順に、特A級、A級、B級、C級と等級を格付けしており、格付けが高いほど少量の薬剤での殺虫が可能となります。なお、青酸ガスによるくん蒸が可能な倉庫及び生植物等の臭化メチルによるくん蒸が可能な倉庫はA级以上であることが必要です。

指定くん蒸倉庫の指定状況は、植物防疫所ホームページ内の指定くん蒸倉庫一覧で閲覧することができ、「指定番号」、「所在地」、「指定の有効期間」、「指定の等級」などが確認できます。

<http://www.pps.go.jp/database/fac/contents.html>



補足として、「くん蒸等の種類」欄は、適用を受けたくん蒸の種類が記載されています。一例を挙げると、「青酸可」と表記された施設は「青酸ガス倉庫くん蒸、生植物等臭化メチル倉庫くん蒸、穀類等臭化メチル倉庫くん蒸、燐化アルミニ

ウム倉庫くん蒸」が可能な倉庫であり、「サイロ」と表記された施設は、「穀類等臭化メチルサイロくん蒸、燐化アルミニウムサイロくん蒸」が可能なサイロを表しています。

また、特殊なサイロとして、ガスのかく拌が困難な粕類やペレット類をくん蒸するため、サイロ内を減圧する装置、ブリッジ（サイロ内にできる穀類等の固まり）を破壊する装置、粉状物を均等に分散できる装置、正逆循環装置などを備えたサイロがあります。

3. 申請から審査、指定までの流れ

（１）申請時の必要書類、提出期限

新たにくん蒸施設の指定を受けようとする場合は、くん蒸倉庫指定申請書にくん蒸倉庫構造明細書（平面図と立体図を含む。）及びくん蒸倉庫配置図を添付し、くん蒸施設の所在地を所管する植物防疫所へ提出してください。そのほか、申請書の記載事項を確認するための資料として、指定を受けたいくん蒸施設の種類などに応じ、設備の図面や内容積の計算書などを提出いただく必要がありますので、植物防疫所にご確認ください。

提出期限に定めはありませんが、審査に時間を要しますので、あらかじめ植物防疫所に指定を受けたい旨の連絡をお願いします。

指定の有効期間は３年間です。有効期間終了後に引き続き指定を受けたい場合は、あらためて、くん蒸倉庫指定申請書を提出していただきますが、添付書類の提出は不要です。この場合の提出期限は、有効期間終了の日の１ヶ月前までとなります。

（２）申請様式、電子申請について

申請書の様式は、植物防疫所ホームページから入手することができます。

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/yoko/attach/pdf/yoko_66_yoshiki_1.pdf



記載方法についてご不明な点がある場合は、最

寄りの植物防疫所にお問合せください。

申請は、電子申請システムでも行うことができます。植物防疫所ホームページから電子申請トップページにアクセスし、IDを取得のうえ植物防疫所電子申請システムをご利用ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html#denmado_denshi



電子申請システムトップページ

（３）植物防疫所による指定審査

審査は、書類審査と実地審査から成ります。

書類審査では、申請書及び添付書類を確認し、くん蒸施設が指定基準に適合しているかを審査します。実地審査では、くん蒸施設周辺の環境やくん蒸施設の構造が申請書類に合致しているか、壁などに亀裂などがないかの確認を行うとともに、ガスを保有する能力や均一にかく拌する能力などを審査します。

これらの審査の結果、指定基準を満たしている場合、申請者に対し「くん蒸倉庫指定通知書」により、指定されたことが通知されます。

4. おわりに

くん蒸施設を適切に指定し、くん蒸を確実に実施するためには、施設所有者、くん蒸関係者様のご協力が不可欠です。

指定申請などに関してご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所へお気軽にお問い合わせください。

羽田空港支所における精密検定業務について



現在、苗や種子などの栽培用植物の国際的な移動を原因とした病害虫の拡散が世界的に大きな問題となっており、その対策として、日本をはじめ世界各国が、輸出国に対し遺伝子診断法を用いた精密検定の実施を要求しています。一方、日本の輸入検査においては、所定の追記のある植物検疫証明書が添付された植物から重要な病害虫の発見が相次いだため、輸入時に精密検定を実施する緊急措置対応や諸外国において重要病害虫の発生が確認された際の暫定措置など、近年、輸入検査での精密検定の実施件数が増加傾向にあります。

令和3年度まで精密検定は、横浜、神戸などの海港のほか、成田空港、中部空港、関西空港、福岡空港にある植物防疫所で実施しており、各所間で相互に補完して対応していました。しかしながら、輸入検査で精密検定を必要とする事例の増加、また、輸出検疫においても、EU 向けトマト種子などに対する *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) など各国から精密検定の実施を要求される事例が増加していることから、輸出入検疫全体で精密検定体制の早急な整備が求められていました。

そのような背景において、羽田空港支所では、精密検定体制の整備に向け、検定機器の増設や既存の検定室のレイアウトの変更などの検討を計画的に実施してきました。令和3年度にドラフトチャンバー、クリーンベンチ、遺伝子増幅装置（LAMP 法）、遠心分離機などの検定機器を整備し、また、並行して同所職員が技術の習得・向上のための研修を受講するなどの準備を進め、令和4年度から精密検定を開始し、現在に至っています。

羽田空港支所の検定施設は処理の各工程（試薬・試料調製、核酸抽出、PCR、電気泳動）ごとに専



核酸抽出室



核酸抽出の様子



PCR 室



電気泳動室

用の部屋に分けられ、検定試料の汚染が起こらないようにしています。検定方法は、検定対象により PCR 法、RT-PCR 法、リアルタイム RT-PCR 法、LAMP 法で行います。令和 4 年度は、スイカ果実汚斑細菌病菌 (*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*) を対象に中国産カボチャ属・キュウリ・スイカ・メロン種子121件、*Pepino mosaic virus* (PepMV)、*Potato spindle tuber viroid* (PSTVd)、ToBRFV など対象にインド・韓国・タイ・中国・ブラジル・フランス・ベトナム産トマト種子155

件の遺伝子検定を行いました。全件数 (276件) の内241件 (約87%) は他所からの検定依頼によるもので、結果的に輸入検査での精密検定の迅速化につながり、植物防疫所全体の精密検定体制が強化されたところです。

今後も精密検定の重要性が高まることが予想されることから、OJT や研修などにより職員の検定技術の維持・向上を図り、精密検定実施体制の整備に努めてまいります。

トピックス

第1回 種子病理研究会セミナーへ 横浜植物防疫所職員が参加

令和 4 年12月に設立された種子病理研究会が主催する第 1 回セミナーが令和 5 年 6 月15日につくばの研究交流センターからウェビナー形式で開催され、植物防疫所職員がパネリストとして参加しました。

種子病理研究会は、近年、栽植用種子の国際流通の普遍化と拡大、国際的な植物検疫に関する体制の強化と徹底などの社会的背景から種子病害の重要性がより一層高くなっていると考えられるなか、日本国内では国際機関（国際種子検査協会：ISTA、国際健全種子推進機構：ISHI など）が行っている組織的活動ができていないことへの懸念から、産学官の力を結集した種子伝染性病害の研究会として設立されました。

セミナーでは、研究会の代表世話人である（株）サカタのタネの白川氏（元農研機構）より種子病理学の定義、歴史から研究会の設立目的及び活動目的に関する講演が行われ、引き続き、秋田県立大学の藤教授より国内におけるイネの種子伝染性



病害の現状及び薬剤抵抗性病原体の実践的な消毒開発に関する講演、種苗管理センターの大崎氏より国際的な種子移動、検査方法などの現状に関する講演がありました。講演後には、これら 3 名を含めたパネリスト 5 名によるディスカッションが行われ、植物防疫所のパネリストからは種子植物検疫の重要性と検査に関する協力要請を行いました。セミナーには400名以上の申し込みがあり、種子病理研究への関心の高さが示されました。次のセミナーについては、11月以降に開催される予定です。

「新たに採択された植物検疫措置に関する国際基準」

1. 国際基準の概要

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、加盟国が科学的根拠に基づいた効果的な措置を適用するためのガイドラインとして作成されています。ISPM は、国際植物防疫条約（IPPC）の規定に基づき定められ、世界貿易機関（WTO）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）の規定に適合する国際基準となっています。

ISPM は、IPPC の年次総会にあたる植物検疫措置に関する委員会（CPM）で採択されます。令和5年6月現在、計46本（ISPM 1～47。30は欠番）が採択され、その範囲は一般原則、輸出入規制システム、病害虫リスクアナリシス、植物検疫処理基準、病害虫同定診断など多岐にわたっています。

2. 新たに採択された ISPM

令和5年3月にイタリア・ローマ（国際食糧農業機関本部）で、第17回目の年次総会（CPM17）が開催され、4本のISPMが採択されました。このうち2本が、既存のISPMの改正で、近年ではこのように採択済みのISPMに対し、新たに得られた科学的知見などを反映するための見直しがされています。

以下は、採択されたISPMの概要です。

【ISPM20植物検疫輸入規制制度のための指針の附属書「個別の輸入許可の利用」】新規

IPPCでは、輸入国は輸入検疫要件を公表することが規定されている。本附属書は、個別の輸入毎に発行が認められている輸入許可書に記載すべき事項を規定したもの。今回、適当な場合には、輸入許可書の発行から一般的な輸入要件設定への移行を検討することなどが定められた。

【ISPM28規制有害動植物に対する植物検疫処理の附属書】新規

本附属書は、国際貿易される果物など（規制品目）に関係する病害虫（規制有害動植物）の防除に使用される調和した植物検疫措置の要件を規定したもの。個別の消毒処理基準は、本附属書として掲載されており、今回、ピーズレイコナカイガラムシ（*Pseudococcus jackbeardsleyi*）に対する放射線処理の消毒基準が45番目の附属書として新たに設けられた。

【ISPM18 植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針】改正

本附属書は、植物検疫措置としての放射線照射処理の運用に関する技術指針を規定したもの。各国が同処理基準を斉一に運用するよう、他の検疫措置に関するISPM（42、43）の内容も踏まえて改正された。

【ISPM 5 植物検疫用語集】改正

本附属書は、IPPC や ISPM 履行の際に、国際的に合意された用語範囲を提供するために作成された用語集。今回8つの用語について、新規追加、修正及び削除が行われた。

* ISPM : International Standards for Phytosanitary Measures

IPPC : International Plant Protection Convention
SPS 協定 : Agreement on the application of Sanitary and Phytosanitary Measures

CPM : Commission on Phytosanitary Measures



現地での調査は、島内にあるカンキツ類全ての
中から7,000樹強を対象に、植栽されている園地
や宅地を一軒ずつ訪問し、この病菌による症状の
有無を確認しています。調査の結果、感染が疑わ

遺伝子検定を含めたすべての調査で陽性樹が全く確認されなかった場合、この調査結果は専門家会議に諮られ、カンキツグリーニング病菌の徳之島からの根絶が確認されることになります。調査で訪問する徳之島の住民の皆様及び関係者の皆様には引き続き調査へのご協力をお願いします。



果樹園での調査



病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動期間の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします

[illegible][illegible]

移動規制リーフレット

https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/seido/pdf/didoukisei_leaflet.pdf



夏休み子ども見学デー2023開催

8月2日、5日に神戸植物防疫所主催で「夏休み子ども見学デー2023」を開催しました。夏休み期間中に子どもたちを対象とした業務説明や職場見学、子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会となる取組などを文部科学省が推進していたのを受けて、独自イベントを企画し、実行したものです。

‘植物検疫の仕事をのぞいてみよう！’をテーマに、準備から当日対応までを実行グループが担



当し、輸入禁止果物あてクイズ、穀類害虫の篩い分けと害虫の拡大鏡観察、虫やドライフラワーを封入したUVレジンキーホルダー作りを行い、クイズ正解者に「子ども防疫官証」を授与しました。「大変な仕事だと思った」「勉強になった」との感想も聞かれ、親子併せて約60名が楽しく仕事体験しながら、職場の雰囲気も感じてもらえて、大成功のイベントになりました。



「那覇港第2クルーズバース」にクルーズ船が初寄港

6月7日、令和5年2月に供用開始された「那覇港第2クルーズバース」に、クルーズ船が初寄港しました。入港後、岸壁に設置された仮設検査場で、植物防疫官が乗客に対して植物検疫を実施し、検疫証明書が無い植物や生果実は日本に持ち込めないことを説明しました。この日のクルーズ船は、乗客2,987名を乗せた大型客船でしたが、乗客の方々はスムーズに検査を終えて、沖縄観光へ出かけていきました。

第2クルーズバースは国と那覇港管理組合により整備され、長さ430m、水深12mの岸壁です。既設の「那覇クルーズターミナル」の岸壁では16万トン級を超える船舶は接岸できませんでしたが、世界最大級となる22万トン級のクルーズ船も接岸可能となり、同時に複数のクルーズ船が寄港

出来ることとなりました。今後は、クルーズ船舶会社により、旅客ターミナルビルが整備される予定となっています。

那覇港では2つの岸壁でクルーズ船の寄港に対応していくこととなり、今後、クルーズ船の寄港数の増加とそれに伴う沖縄観光の活性化が期待されます。



仮設検査場での検査に向かう乗客

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市）

～名古屋港と輸入植物検疫の歩み～



名古屋植物防疫所は、日本列島太平洋岸のほぼ中央部、名古屋市の南端の位置にあり、愛知、岐阜、三重、静岡、長野、石川、富山及び福井の8県に1本所3支所4出張所を配置し管轄しています。

明治29（1896）年、現在より内陸約4kmにあった港（当時の熱田の港）は、水深が浅く大きな船が入港できなかったことから、新たに現在の港を整備する計画が始まったものの、関係者からは莫大な経費を理由に反対の意見がありました。これに対し当時愛知県土木技師奥田助七郎（写真）は、大型の巡航博覧会船を建設中の港に入港させることで反対論の沈静化に成功しました。

明治40（1907）年、名古屋港は開港し、その後国際貿易港として整備・拡張されて現在では愛知県内の4市1村にまたがる日本一広い陸域面積を誇ります。

大正時代から名古屋港には、多くの原木が輸入されてきました。輸入検査では、多くの害虫も発見され、キクイムシ *Xyleborus nakazawai* のように、発見した植物防疫所職員の名前が学名に命名

された新種の害虫も存在します。1970年代に最盛期となった原木の輸入は、1980年代以降、製材品などの製品輸入が増加したことで減少しています。

現在の名古屋港における植物類の輸入では、ラン苗やキク、カーネーション苗など種苗類の輸入量が多いことが特徴です。（令和4年検査実績：苗類は全国の33.9%、球根は29.8%）これは、東海地方が全国有数の花き園芸産地であるためです。

時代の変化とともに輸入品目も変わってきていますが、植物防疫所は病害虫資料の更新、PCR検査などの導入及びインターネットによる輸出入手続きの整備など時代に即した検疫体制で対応しています。



奥田助七郎の胸像
（名古屋港管理組合前）

注目情報

植物防疫所のホームページ（<https://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和5年9月25日現在

【法令改正関係情報】

- 令和5年9月5日付けで「植物防疫法施行規則」が一部改正され、また、この改正に伴い「オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「オーストラリア産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。（令和5年9月5日施行）
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました（令和5年8月23日）
- 「タイ産マンゴスチン生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「タイマンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正され、また、「傷のないものとして選果されたタイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」が新たに制定されました。（令和5年8月7日）
- 植物防疫法施行規則の改正を受け、令和5年7月31日付けで「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱」及び「検疫指定物品検疫要綱」が一部改正されました。（令和5年8月1日施行）
- 植物防疫法施行規則の改正により、施行規則別表2に規定された *Anastrepha* 属ミバエに関する「農林水産大臣が定める基準」及び「植物検疫実施細則」が制定又は一部改正されました（令和5年8月1日）
- 令和5年7月27日付けで、アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に係る「農林水産大臣が定める基準」及び「植物検疫実施細則」が改正されました。（同日施行）

【輸出植物検疫関係情報】

- 「ウェブ会議システムを用いた輸出検査のご案内」について、輸出検疫の重要なお知らせに掲載しました。（令和5年9月15日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるトルコの情報を更新しました（令和5年9月6日）
- カナダ向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産りんご）を更新しました（令和5年9月4日）
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産かき）を更新しました（令和5年9月4日）
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産なし）を更新しました（令和5年9月4日）
- 「二国間協議により検疫条件が定められている品目」におけるタイ向けかんきつ類の情報を更新しました（令和5年8月28日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における欧州連合（EU）の情報を更新しました（令和5年8月22日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における大韓民国の情報を更新しました（令和5年8月21日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産りんご・なし）を更新しました（令和5年8月15日）
- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧を更新しました（令和5年8月10日）
- インド向け生果実登録選果こん包施設一覧を更新しました（令和5年8月1日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における大韓民国の情報を更新しました（令和5年7月24日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産りんご）を更新しました（令和5年7月13日）